

法務省民商第65号  
令和2年3月23日

法務局民事行政部長 殿  
地方方法務局长 殿

法務省民事局商事課長  
(公印省略)

役員全員の解任を内容とする登記申請があつた場合の取扱いについて  
(通知)

会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更の登記の申請があつた場合には、不実の登記を防止する趣旨から、平成15年5月6日付け法務省民商第1405号当職通知及び平成19年8月29日付け法務省民商第1753号当職通知（以下「両通知」という。）により取り扱われているところですが、近時は、不実であることを疑うべき事情がない登記申請や、本来司法判断に委ねるべきである株式の真の帰属を争う者同士による役員解任をめぐる会社の内部紛争等に起因する登記申請についても、両通知により登記を留保するなどの取扱いがされていることから、不実の登記の防止の要請と迅速な公示の要請の均衡を適切に図る必要があります。

については、今後は、下記のとおり取り扱うこととしますので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、両通知は、本日をもって廃止します。

記

- 1 会社又は法人の役員（会計参与を除く。以下同じ。）全員の解任を内容とする変更の登記の申請があり、当該登記をした場合には、登記完了後速やかに、原則として、当該会社の本店又は法人の主たる事務所宛ててその旨を記載した書面を普通郵便で発送して連絡するものとする（書面の様式は別紙を参考にすること。）。ただし、申請権限に疑義がある事案については、当該登記をする前に連絡することを妨げない。



- 2 登記完了前に、解任されたとされる役員のうちのいずれかが申請書又は添付書面の閲覧を求めた場合には、届出印又は運転免許証の提示等の適宜の方法により、登記簿上の役員本人又はその代理人であることを確認した上、閲覧に応じて差し支えない。仮処分申請のため必要である等の事情が認められる場合には、適宜、申請書等の写しを交付することも差し支えない。
- 3 登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位がないことを仮に定める内容の仮処分決定書その他の一定の公的文書が提出された場合には、当該公的文書を当該登記申請の審査の資料とすることができます。
- 4 登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位がないことを仮に定める内容の仮処分の申立てを行った旨の上申書（仮処分申立書の写し添付）が提出された場合には、一定の期間に限り、当該申立てに係る仮処分決定（即時抗告審の決定は含まない。）が行われるまでの間は、登記を留保して差し支えない。

別紙

令和 年 月 日

本店（※）

商号

御中

役員全員の解任を内容とする登記について（お知らせ）

今般、貴社（貴法人）について、役員（会計参与を除く。）全員の解任を内容とする下記の登記申請があり、当該登記をしましたので、お知らせします。

記

1 受付年月日及び受付番号

令和〇〇年〇〇月〇〇日受付第〇〇〇〇号

2 解任を内容とする登記がされた役員の資格、氏名及び住所（代表者一人のみ記載）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇一丁目1番1号

代表取締役

3 新役員の資格、氏名及び住所（代表者一人のみ記載）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇一丁目1番1号

代表取締役

〇〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇（地方）法務局法人登記部門（担当者〇〇）

電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇〇）

※ 本店移転の登記が同時に申請された場合は、移転前の本店を記載する。

## [解説]

### 第1 本件通知の発出の背景

会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更の登記の申請があった場合には、平成15年5月6日付け法務省民商第1405号民事局商事課長通知（以下「平成15年通知」という。）及び平成19年8月29日付け法務省民商第1753号民事局商事課長通知（以下「平成19年通知」という。）により取り扱われているところ、本件通知は、この取扱いを改めるものである。

平成15年通知は、会社等と無関係の者から当該会社を乗っ取ることを目的として株主総会議事録等のねつ造を伴う虚偽の登記申請がされた事案が発生したことを背景に、会社又は法人の役員全員の解任を内容とする変更の登記の申請があった場合（以下「役員全員解任事案」という。）に、登記所から当該会社等に対して速やかに連絡する等の措置を講ずることで不実の登記を可能な限り防止することを図るために発出された。また、平成19年通知は、平成15年通知の趣旨に鑑みて、登記申請から相応の短期間に内に、解任されたとされる代表者から、当該申請に係る申請人が代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分の申立てを行った旨の上申書（仮処分申立書の写し添付）が提出された場合には、当該申請に係る決定等が行われるまでの間、登記を留保する取扱いが相当とされたものである。

このように、両通知の趣旨は、不実の登記の防止を図ることにあるところ、登記所においては、役員全員解任事案については一律に両通知に基づく取扱いをすることになるため、近時は、不実であることを疑うべき事情がない登記申請や、本来司法判断に委ねるべきである株式の真の帰属を争う者同士による役員解任をめぐる会社の内部紛争等に起因する登記申請についても、登記を留保する取扱いがされる事案が増加し、登記すべき事項の迅速な公示の妨げとなっていることが問題となっている。

不実であることを疑うべき事情がない事案や代表権の争いがある事案一般において、登記を留保する取扱いがされてしまうことは、両通知の趣旨に鑑みれば適切ではないと考えられる。また、このような事案の解決は、本来、司法判断に委ねるべきである。

そこで、不実の登記の防止の要請と迅速な公示の要請の均衡を適切に図る観点から、両通知に基づく取扱いを改めることとされたものである。

## 第2 本件通知による取扱いについて

### 1 登記完了後の会社等への連絡について（本件通知の記1本文）

#### (1) 趣旨

平成15年通知においては、役員全員解任事案については、申請後速やかに会社等に連絡をすることとされていたところ、この取扱いを変更し、登記完了後に連絡するものとされた。

平成15年通知において、速やかに会社等に連絡する措置を講ずることとされていたのは、役員全員解任事案があった場合に、当該会社等に仮処分命令の申立ての機会を与えるとともに、株主総会決議の不存在等を認定した仮処分決定書が提出された場合に、登記官はその司法判断をも資料として審査すべきものとして、第三者による不実の登記の作出を可能な限り防止することを図るためにあったと解される。そのため、平成15年通知に基づく取扱いの対象としている役員全員解任事案とは、会社等と無関係の者からの虚偽の申請がされた場合が想定されていたと考えられる。

一方、役員全員解任事案であっても、不実であることを疑うべき事情がない登記申請や、本来司法判断に委ねるべきである株式の真の帰属を争う者同士による役員解任をめぐる会社の内部紛争等に起因する登記申請については、会社等と無関係の者からの虚偽の申請がされた場合とは異なり、登記所から積極的に連絡をして当該会社に司法的救済の機会を与えるべき必要性は低い。他方で、会社等と無関係の者からの虚偽の申請である場合に、解任されたとされる役員が可及的速やかに法的手段をとることができるように端緒を与える観点から、会社等に連絡する取扱いは維持することが相当と考えられる。

そこで、本件通知においては、役員全員解任事案については、登記すべき事項の迅速な公示を図るため、申請権限に疑義のある事案を除き、登記完了後に会社等に連絡することとされたものである。

#### (2) 連絡方法について

平成15年通知においては、会社等に対して適宜の方法で連絡するとされていたところ、本件通知においては、原則として、本店又は主たる事務所に宛てて登記を完了した旨を記載した書面を普通郵便で発送して連絡するものとされた。これは、登記所における会社等への連絡方法の統一を図るためである。

なお、本店等の移転の登記が役員変更の登記と同時に申請された場合は、

移転前の本店等に宛てて連絡することが相当と考えられる。

### (3) 会社又は法人の役員について

「会社又は法人の役員」について会計参与を除くこととされたのは、平成19年通知の照会文の前段部分における回答の趣旨が維持されていることを明らかにしたものである。そして、「会社又は法人の役員」とは、平成15年通知において、通知の目的が不実の登記の作出を防ぐ点にあることを踏まえると、その氏名が登記事項となっている役員に限るものと解されてきたところ、この考え方は維持することが相当であると考えられる。

## 2 申請疑義事案に係る取扱いについて（本件通知の記1ただし書）

### (1) 登記完了前の連絡について

上記1のとおり、役員全員解任事案については、登記完了後に会社等に連絡することとされた一方で、申請権限等に疑義がある事案（以下「申請疑義事案」という。）については、当該登記をする前に会社等に連絡することを妨げないこととされ、従前の取扱いの一部が維持された。

本件通知による取扱いの変更後においても、平成15年通知による取扱いの端緒となった、会社等と無関係の者からの議事録等のねつ造等による虚偽の申請がされた場合には、登記所が積極的に会社等に連絡をして当該会社に司法的救済の機会を与えることが相当であると考えられる。

なお、一部の役員の解任を内容とする登記申請があった場合であっても、申請疑義事案と判断される場合は、役員全員解任事案と同様に取り扱って差し支えないものと考えられる。また、持分会社についても、例えば、総社員の同意があるとして、第三者の加入及び他の社員全員の退社を内容とする変更登記の申請があった場合についても、申請疑義事案と判断される場合は、本件通知に準じて取り扱って差し支えないものと考えられる。

### (2) 申請疑義事案の例

申請疑義事案については、不実の登記の防止の要請と迅速な公示の要請の均衡を適切に図る観点から、以下の例のような事案が想定される。

ア　登記された代表者以外の者を申請人とする登記申請（代表者の解任・辞任による変更の登記、解散・清算人選任の登記（※1）等）であって、先行する登記申請関係資料に、当該申請人が代表者の地位にないことを示す資料（仮処分決定書等）が含まれていることを登記官が認識しており、申請権限に疑義がある場合

イ　登記された代表者からされた不正登記防止申出（商業登記等事務取扱

手続準則（平成17年3月2日付け法務省民商第500号通達）第49条（※2）の日から3月以内に、その者以外の者からされた登記申請（代表者の解任・辞任による変更の登記、解散・清算人選任の登記等）であって、申請権限に疑義がある場合（※3）

ウ 会社又は法人の規模等に照らし、申請権限に疑義がある場合（※4）

※1 代表者の変更の登記に代えて、登記された代表者以外の者を申請人とする会社の解散登記及び当該申請人を清算人とする清算人選任の登記が申請される場合も想定される。

※2 不正登記防止申出は、登記された代表者になりすました者から登記の申請があったときに、申出人に対して通知する制度であるところ、申請疑義事案の場合は、登記された代表者以外の者（変更後の代表者）から登記の申請があつたときに、申出人に対して通知するものであり、不正登記防止申出制度に係る通知とは、この点で異なる。

※3 ※2のとおり不正登記防止申出がされていた場合であっても、登記された代表者以外の者から登記の申請があつたときは、当該申出に基づく手続の対象外となる。もっとも、この場合であっても、登記された代表者から登記所届出印又は代表者の実印が盗難されたとして当該申出がされているような事案については、たとえ添付書面に登記所届出印が押印されていたり、添付書面に解任されたとされる代表者の実印が押印され、かつ、当該実印に係る印鑑証明書が添付されていたとしても、会社等と無関係の者等によりされた虚偽の申請である可能性が極めて高いと考えられる。そのため、申請疑義事案として取り扱うこととが相当と考えられる。

※4 平成15年通知による取扱いの端緒となったのは、業界大手の会社に対して第三者による虚偽の申請により役員全員解任に係る変更登記がされたという事件であった。この事件のように、例えば、著名な上場企業に対して役員全員解任に係る変更登記が申請された事案については、そのような事態に至ることが稀であることなどからすれば、より慎重に申請者の申請権限を確認した上で、疑義が生じた場合には当該登記をする前に会社に連絡することが相当と考えられる。

### 3 登記完了前に申請書等の閲覧を求められた場合の取扱いについて（本件通知の記2）

#### （1）趣旨

本件通知による取扱いの変更により、会社等への連絡は登記完了後に行うこととされたことから、役員全員解任事案では、登記完了前に、申請書等の閲覧を求められることは通常は想定されない。登記完了前に申請書等

の閲覧を求められる事案として想定されるのは、解任されたとされる役員が何らかの理由で自ら変更登記の申請があったことを察知した場合のほか、申請疑義事案と判断され、登記完了前に会社等に連絡をした場合に限られるものと考えられる。

登記完了前に、解任されたとされる役員のうちのいずれかから申請書又は添付書面の閲覧を求められた場合は、登記簿上の役員本人又はその代理人であることを確認した上、閲覧に応じて差し支えないこと、さらに、仮処分申請のため必要である等の事情が認められる場合には、適宜、申請書等の写しを交付することも差し支えないことについては、平成15年通知の記2から変更はない。

すなわち、商業登記法（昭和38年法律第125号）第11条の2に規定する附属書類の閲覧制度は、登記が完了した登記簿及び附属書類を対象とし、登記完了前のものを対象とせず、また、写しの交付は認められていない。したがって、第三者による不実の登記申請があった場合に、真の役員が、商業登記法上の制度により、申請の有無及び内容を確認し、資料入手することは困難である。しかし、不実の登記申請がされた場合に、司法的救済を求める機会を設けるという観点からは、登記完了前であっても、解任されたとされる役員に、申請書や添付書面の閲覧等を認める必要がある。そこで、このような場合について、行政的な措置として、解任されたとされる役員本人からの申出により、申請書等の閲覧及び写しの交付を認めることとしたものである。当該役員から証明を求められたときは、行政文書として証明することも差し支えないと解される。そして、この場合の申請書等の閲覧及び写しの交付は、登記関係法令の規定に基づくものではなく、不実の登記の作出を防ぎ、登記制度に対する信頼を維持するために行政的な措置として行うものであるから、手数料の納付を要しないものと解される。

また、一部の役員の解任を内容とする登記申請があった場合であっても、解任されたとされる役員から、議事録のねつ造を伴う不実の登記申請である旨の申出があったときは、同様に取り扱って差し支えないと考えられる。

## (2) 登記完了後に申請書等の閲覧を求められた場合の取扱いについて

本件通知による取扱いの変更により、登記完了後に申請書等の閲覧を求められる事案が増加することが想定される。この場合は、商業登記法第11条の2に規定する附属書類の閲覧制度に基づいて対応することになるた

め、写しの交付は認められない。

#### 4 解任されたとされる代表者から提出された文書について（本件通知の記3）

##### (1) 趣旨

登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位がないことを仮に定める内容の仮処分決定書が提出された場合において、当該決定書を登記申請の審査の資料とすることができるについては、平成15年通知の記3から変更はない。

すなわち、不実の登記を可能な限り未然に防止するため、登記完了前に仮処分決定書が提出された場合には、これを登記申請の審査資料とし、商業登記法第24条第4号等により却下することを認めたものである。

##### (2) 審査資料とすることができる資料について

登記申請の審査の資料とすることができる文書について、平成15年通知及び平成19年通知においては、「仮処分決定書等」を審査資料とすることができるとされ、これには、公的機関の証明文書が広く含まれると解してきた。

この点、本件通知においては、仮処分決定のほかに審査資料とすることができるのは「一定の公的文書」に限定されることが明らかにされた。

「一定の公的文書」の具体例としては、提出された印鑑証明書が正規のものではない旨の市町村長の証明、法人の所管庁の許可を要する登記申請につき当該許可をしていない旨の当該所管庁の証明及び外国公使の証明のほか、法令の規定に基づく通知（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第498条の2第2項等に基づく検察官からの通知等）が含まれるものと考えられる。

#### 5 登記の留保について（本件通知の記4）

##### (1) 趣旨

登記完了前に、解任されたとされる代表者から、当該登記申請に係る申請人が代表者の地位がないことを仮に定める内容の仮処分の申立てを行った旨の上申書が提出された場合には、一定の期間に限り、当該申立てに係る仮処分決定が行われるまでの間は登記を留保して差し支えないこととされた。これは、平成19年通知の照会文の後段部分における回答の趣旨が維持されたものであるが、登記を留保する期間については、「一定の期間」に限られることが明らかにされた。

すなわち、解任されたとされる代表者から、仮処分決定が行われるまで

の間は解任に係る登記を留保してほしい旨の要望があった場合には、当該申立てに係る仮処分決定が短期間でされる可能性が高いことを踏まえ、当該仮処分決定が行われるまでの間は登記を留保する取扱いが相当との考え方は維持されているものと考えられる。

なお、即時抗告を行った旨の上申書が提出されたとしても、原審で一旦仮処分申請を却下する司法判断がされた以上、速やかに登記をすべきであり、その後、通常一定の審理期間を要してされる即時抗告審の決定が出るまで登記を留保することは相当ではないと考えられる。

## (2) 一定の期間について

登記を留保する取扱いは、これまで述べたとおり、会社等と無関係な者等からされた虚偽の申請による不実の登記の作出を防止する趣旨でされるものである。また、登記を留保することとした場合であっても、迅速な公示の要請を踏まえると、期限なく登記を留保すべきではなく、ある一定の期間が経過した場合には登記をすることが相当である。そして、会社等と無関係な者等からされた申請における申請人の無権限は、通常、短期間の審理により司法判断がされることが想定されるから、「一定の期間」は1か月から3か月程度を想定し、長くとも3か月程度にとどめるのが相当であると考えられる。

なお、平成19年通知に基づく実務の運用としては、解任されたとされる代表者から審尋期日や仮処分決定の見込み日等の状況報告を求めた上で、登記官において、個々の事案ごとに一定の期限を設定しているものと考えられる。しかし、近時、不実であることを疑うべき事情がない登記申請や、本来司法判断に委ねるべきである株式の真の帰属を争う者同士による役員解任をめぐる会社の内部紛争等に起因する登記申請についても、登記を留保する取扱いがされる事案が増加しているため、仮処分決定までの期間が長期となるものも多く、結果的に、登記を留保する期間が「一定の期間」とは言い難い事案も散見されるが、今後は、本件通知に即した取扱いがされることが望まれる。

## 第3 登記の抹消申請に係る取扱いについて

平成15年通知の記4においては、登記完了後に、解任されたとされる代表者から、その者が代表者の地位にあること及び登記に係る代表者は代表者の地位にないことを仮に定める内容の仮処分決定書等を申請書に添付した上で、当該登記の抹消の申請がされた場合には、他に却下事由がない限り、当

該登記の抹消の登記をすることできることとされていたが、本件通知においては、この取扱いが削除された。

登記完了後において、取締役等の職務執行停止及び代行者選任の仮処分命令があった場合（民事保全法（平成元年法律第91号）第56条）や解任に係る株主総会決議の不存在の確認の訴え等に係る請求を認容する判決が確定した場合（会社法（平成17年法律第86号）第937条第1項第1号ト）には、裁判所の嘱託によって登記がされることが通常であるから、これを原則とした上で、上記取扱いを改めることが相当であると考えられる。

平成15年通知においては、端緒となった事件に即して検討した結果、地位確認の仮処分決定書が登記完了後における抹消登記申請の添付書面として確認されたのであり、これを一律に他の事件にも適用すべきではないものと考えられる。地位確認の仮処分決定は、決定時（登記完了後であれば登記完了後の一時点）現在の地位を仮に確認するものにすぎず、その理由中において、必ずしも、登記の原因となった株主総会決議等の効力を否定する判断が示されるわけではなく、当該決定が一律に登記された事項につき無効の原因があることを証する書面に該当するとまでは認められないものと解される。

一方で、平成15年通知の端緒となった事件のように登記完了後の地位確認の仮処分決定書を添付した抹消登記申請を認めるべき事案がないとも限らないため、事案によっては、かかる観点から個別に検討を要するものと考えられる。